

平成 31 年 3 月 31 日

社会福祉法人いわこ会
理事長 馬場 隆

介護職員等特定処遇改善加算について

令和元年度の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。社会福祉法人 いわこ会は、介護職員等特定処遇改善加算を取り入れ、職場環境の向上と、職員の方々の更なる待遇向上に取り組んでいます（賃金改善実施開始 令和元年 10 月～）。

【介護職員等特定処遇改善加算の算定要件（抜粋）】

- ① 現行の処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）のいずれかを算定していること。
- ② 「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」および「その他」の区分ごとに 1 以上の取組を行うこと。
- ③ 特定加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等により公表していること。具体的には、介護サービスの情報公表制度を活用し、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を記載すること。

以上のことを踏まえ、社会福祉法人いわこ会の特定処遇改善加算の取得状況の公開と、職場環境改善の取り組みについてご紹介致します。

【介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ】

グループホームさくらの里
ショートステイさくらの里
ヘルパーステーションさくらの里

【介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ】

ショートステイさくらの里ほほえみ
デイサービスセンターさくらの里
デイサービスさくらの里 花かご plus+

【職場環境要件の提示】

見える化要件に基づき、特定加算の取得状況を報告したうえで、職場環境等要件に関する具体的な取り組み内容を下記に掲示致します。

社会福祉法人いわこ会では、数ある項目の中から、まずは重点的に、次の各項目の内容に注力してまいります。

『資質の向上』

働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）

『労働環境・処遇の改善』

ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善

『その他』

非正規職員から正規職員への転換

その他にも、引き続きICTの活用や賃金体系の見直しを行い、より職員の方々が働きやすいと思える環境を構築すべく、現在取り組んでおります。

以上